

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

長野県長野市稻里一丁目5番地3

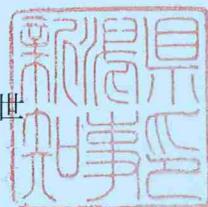
ミヤマ 株式会社

代表取締役 南 克明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和4年 9月12日

許可の有効年月日 令和11年 6月29日

## 1 事業の範囲

- 優良認定基準対応版**
- ・収集・運搬（積替え・保管を含む。）
    - 燃え物（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、
    - 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、
    - 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、
    - 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、
    - 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、
    - 鉛さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、
    - ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、
    - 廃石綿等、廃水銀等
  - ・収集・運搬（積替え・保管を除く。）
    - 感染性産業廃棄物、廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。）、PCB汚染物

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### (1) 上越工場 1号棟

- ・積替え又は保管を行う場所の所在地  
新潟県上越市大字下真砂64番7

#### ・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類

廃酸（3.2m<sup>2</sup>）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）（3.2m<sup>2</sup>）、鉱さい（2m<sup>2</sup>）、燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）（2m<sup>2</sup>）、ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）（2.4m<sup>2</sup>）、汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）（4m<sup>2</sup>）

#### ・積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

廃酸（2m<sup>3</sup>）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）（2m<sup>3</sup>）、鉱さい（3m<sup>3</sup>）、燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）（3m<sup>3</sup>）、ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）（3m<sup>3</sup>）、汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）（6m<sup>3</sup>）（以上、屋内）

**優良認定基準対応版**

(2) 燕リサイクルセンター 1号棟

- ・積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県燕市小池字中通3501番7

- ・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類

水銀又はその化合物を含むもの（汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉛さい、ばいじん）（14.0m<sup>3</sup>）、燃え殻（3.6m<sup>3</sup>）、汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）（18m<sup>2</sup>）、廃油（7.0m<sup>3</sup>）、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及びカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）（14.0m<sup>3</sup>）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの及びカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）（14.0m<sup>3</sup>）、鉛さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）（3.6m<sup>3</sup>）、ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）（3.6m<sup>3</sup>）、廃水銀等（2.25m<sup>3</sup>）

- ・積替えのための保管上限及び積上げることのできる高さ

水銀又はその化合物を含むもの（汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉛さい、ばいじん）（16.8m<sup>3</sup>）、燃え殻（6.0m<sup>3</sup>）、汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）（36.0m<sup>3</sup>）、廃油（8.4m<sup>3</sup>）、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及びカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）（18.0m<sup>3</sup>）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの及びカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）（18.0m<sup>3</sup>）、鉛さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）（6.0m<sup>3</sup>）、ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）（6.0m<sup>3</sup>）、廃水銀等（0.8m<sup>3</sup>）（以上、屋内）

(3) 燕リサイクルセンター 2号棟

- ・積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県燕市小池字中通3501番7

- ・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類

廃石綿等（12.0m<sup>3</sup>）

- ・積替えのための保管上限及び積上げることのできる高さ

廃石綿等（24.0m<sup>3</sup>）（屋内）

(4) 燕リサイクルセンター 3号棟

- ・積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県燕市小池字中通3501番7

- ・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類

廃油（38.9m<sup>3</sup>）

- ・積替えのための保管上限及び積上げることのできる高さ

廃油（21.6m<sup>3</sup>）（屋内）

### 3 許可の条件

### 4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成 5年 6月30日
- ・変更許可年月日 平成 7年 7月14日  
(廃油(ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。)、廃酸(ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、廃アルカリ(ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、鉛さい(セレン又はその化合物を含むものに限る。)、燃え殻(セレン又はその化合物を含むものに限る。)、ばいじん(セレン又はその化合物を含むものに限る。)、汚泥(ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。)の追加)
- ・更新許可年月日 平成10年 6月30日
- ・変更届出年月日 平成11年11月 4日 (上越工場の廃酸、廃アルカリの積替え・保管の追加)
- ・変更届出年月日 平成11年12月 7日 (分水工場の積替保管倉庫の増設及び燃え殻、鉛さい、ばいじんの積替え・保管の追加)
- ・変更届出年月日 平成14年 3月26日 (分水工場①、②の変更)
- ・変更許可年月日 平成14年12月 5日 (ばいじん、燃え殻にダイオキシン類を追加)
- ・更新許可年月日 平成15年 6月30日
- ・変更許可年月日 平成16年 6月16日 (汚泥にダイオキシン類を追加)
- ・変更届出年月日 平成17年 3月25日 (分水工場②の変更)
- ・変更許可年月日 平成17年 5月25日 (廃アルカリにダイオキシン類を追加)
- ・変更届出年月日 平成17年11月14日 (分水工場①の変更)
- ・変更届出年月日 平成18年 4月17日 (積替え保管施設(分水、燕)の合併による住所変更)
- ・変更届出年月日 平成18年 8月 9日 (燕リサイクルセンター3号棟の追加)
- ・変更届出年月日 平成18年 8月25日 (分水工場①の廃止)
- ・変更許可年月日 平成18年12月19日 (P C B汚染物(積替え・保管を除く。)の追加)
- ・変更届出年月日 平成19年 1月31日 (代表者の変更 旧 南 栄嗣)
- ・更新許可年月日 平成20年 8月12日
- ・優良基準適合確認 平成24年11月 5日 (許可の有効年月日が平成25年 6月29日から平成27年 6月29日に延長)
- ・変更許可年月日 平成25年 6月 1日 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじんに1,4-ジオキサンを追加)
- ・変更許可年月日 平成26年 8月14日 (廃PCB等(低濃度PCB廃棄物に限る。)の追加)
- ・変更届出年月日 平成26年10月23日 (積替え・保管に関する変更)
- ・変更届出年月日 平成27年 4月28日 (積替え・保管に関する変更)
- ・更新許可年月日 平成27年 8月 4日
- ・優良基準適合認定 平成27年 8月 4日 (許可の有効年月日が平成32年 6月29日から平成34年 6月29日に延長)
- ・変更届出年月日 平成28年 3月18日 (住所の変更 旧 長野県長野市丹波島一丁目1番12号)
- ・変更許可年月日 平成29年 3月13日 (廃水銀等(積替え・保管を含む。)の追加)
- ・変更届出年月日 平成29年10月31日 (積替え・保管に関する変更)
- ・変更届出年月日 平成29年10月31日 (積替え・保管に関する変更)
- ・変更届出年月日 令和 4年 4月28日 (積替え・保管に関する変更)
- ・更新許可年月日 令和 4年 9月12日 (積替え・保管に関する変更)
- ・優良基準適合認定 令和 4年 9月12日 (許可の有効年月日が令和 9年 6月29日から令和11年 6月29日に延長)

**優良認定基準対応版**

### 5 積替え許可の有無

無

### 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

(令和 4年 9月12日 更新許可)